

番号	質問内容	回答欄
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化について		
1		欠番
2		欠番
3	令和3年10月1日からサービス提供とのことですが、利子割・配当割・株式等譲渡所得割の納入申告は電子での対応が義務化されるのでしょうか。	令和3年10月1日の時点では義務化はされません。ただし、デジタル庁の設置等をはじめ、電子化推進の機運は高まっていますので、積極的にご利用いただくことを推奨しております。まとめ納付等便利な機能もあるので、電子での納入申告を積極的にご利用ください。
4	市販の税務ソフトで納入申告することはできますか。	税務ソフトでの対応については、各税務ソフト会社様にご確認ください。
5	eLTAX対応ソフトウェアを使わずに、自社システムからeLTAXへ直接連携したい場合はどのようにすれば良いのでしょうか。	接続仕様を開示しますので、以下のページの内容をご確認いただき、地方税共同機構までお申し込みをお願いします。 https://www.eltax.lta.go.jp/support/software/
6	これまでは銀行窓口で支払った際に領収書を受け取っていましたが、電子化後も受け取ることは可能でしょうか。	領収書は発行されませんが、納入が完了したことはメール発出及びメッセージボックスへのメッセージ格納で通知されます。また、システムの納入済のデータを参照することで、明細情報を確認することも可能です。
7	信託銀行等の代行サービスを利用していたが、今後のサービス提供はどのようになるのでしょうか。	代行サービスの対応については、各提供会社様にご確認ください。
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係るPCdesk操作について（準備編）		
8	eLTAXを利用して納入申告を行う準備を行いたいのですが、何から手を付けてよいかわかりません。	特設ページにスタートガイドを用意しましたので、ご利用ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/documents/04255
9	PCdesk（DL版）の設定を行いましたが、「金融所得課税」のタブがメニューに表示されません。	令和3年9月21日以降にPCdesk（DL版）のバージョンアップが必要となります。詳細はスタートガイドをご参照ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/documents/04255
10	eLTAXの利用者IDはいつから取得可能でしょうか。	利用者IDはいつでも取得可能です。利子割・配当割・株式等譲渡所得割をご利用いただくためには、提出先の追加等の操作が必要です。
11	電子納入には、どのような方法が用意されているのでしょうか。	事前に金融機関へ「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」（※1）を提出していただいたうえで、口座振替をご利用いただけます。その他のチャネルや登録可能口座の詳細は金融機関一覧（※2）をご確認ください。 ※1 別段預金をご登録いただけません。 ※2 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/
12	納入申告時の画面入力レイアウトはどのようなものになるのでしょうか。	特設ページに画面入力レイアウトを用意しましたので、ご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935
13	CSVレイアウトはどのようなものになるのでしょうか。	特設ページにCSVレイアウト及びCSVサンプルファイルを用意しましたので、ご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935
14	納入申告先が多数のため、画面入力では負担が大きいのですが、負担を軽減する方法はあるのでしょうか。	CSVファイルを事前に作成いただき、PCdesk（DL版）へ取り込むことで、まとめて申告データを作成することができます。詳細は特設ページをご参照ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935

番号	質問内容	回答欄
15	利子割について、現在、支店ごとに申告納入していますが、eLTAXでは、1つの利用者IDを使って、複数の支店の納入申告をすることになるのでしょうか。	eLTAXでは1法人につき、1つの利用者IDを取得することを原則としておりますが、利子割でやむを得ず、支店・事業所ごとの納入申告を行う場合は、支店・事業所単位での利用者IDを取得していただく必要があります。
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係るPCdesk操作について（通常操作編）		
16	支払額は何桁まで入力可能でしょうか。	14桁まで入力可能です。 超過する場合は複数の申告データにてご対応いただく想定ですが、具体的な対応については、提出先の地方団体へご確認ください。
17	税額は何桁まで入力可能でしょうか。	11桁まで入力可能です。 超過する場合は複数の申告データにてご対応いただく想定ですが、具体的な対応については、提出先の地方団体へご確認ください。
18	申告データへの署名は必須でしょうか。	データの改ざん防止等の観点から申告データへの署名は必須となります。
19	送信した申告データを出力することはできませんでしょうか。	申告データ送信後にダウンロードいただくことが可能です。 また、印刷機能も用意しておりますので、紙媒体で出力いただくことも可能です。
20	電子申告と電子納入は別の日に実施しても良いのでしょうか。	別の日に電子納入を実施することは可能です。 ただし、期限後に納入した場合は、延滞金が課される可能性がありますのでご注意ください。 なお、申告データの送信から120日経過後に納入できなくなりますので、必ず納期限までに納入を行ってください。
21	eLTAXから納付結果通知が届きました。これで手続きが完了したということでしょうか。	ご認識のとおり、地方団体への納入が完了したことを示す通知となります。 地方団体へ実際に入金されるまでは数日かかりますが、通知を受領した日が納付日として扱われます。
22	遡及して納入申告することは可能でしょうか。	時効前であれば、遡及して納入申告を実施いただくことが可能です。
23	更正の請求に関する手続きも可能でしょうか。	更正の請求に関する手続きは今回の電子化の対象外となっておりますので、提出先の地方団体へご確認ください。
24	支払額・税額にマイナス値は入力可能でしょうか。	マイナス値の入力は可能ですが、支払額・税額ともに、それぞれの合計が0円以上である必要があります。 また、地方団体によってはマイナス値の入力を許容しない場合があるため、PCdesk（DL版）では計算チェックエラーとなります。（そのまま送信することは可能です。） マイナス値を入力する際は、提出先の地方団体へ取り扱いをご確認ください。
25	一度送信してしまった申告データを取り消すことはできますか。	送信を取り消すことはできません。 提出先の地方団体へご相談ください。
26	申告データ作成時に延滞金の入力ができないようになっていますが、延滞金・加算金を納入することは可能でしょうか。	可能です。 納税メニューの「電子申告連動」で該当の申告データを選択いただき、新たに延滞金・加算金を入力した納付情報発行を実施してください。 なお、納税メニューの「みなし・見込納付、更正・決定」の画面下部にある「金融所得課税における延滞金・加算金納付」からも同様に操作いただくことが可能です。
27	利子割において、支店ごとに申告納入する場合に本店の社員が本店の利用者IDを使用して支店ごとの特別徴収義務者番号で申告納入しても良いのでしょうか。	利子割の申告納入について、支店・事業所ごとではなく、本店が一括して申告納入を行う場合は、都道府県へ届出が必要となります。 1つの利用者IDで複数の特別徴収義務者番号により申告納入を行うことはしないでください。

番号	質問内容	回答欄
28	利子割において、どのような場合に「営業所等別明細書」が必要となりますか。	利子割の申告納入について、支店・事業所ごとではなく、本店が一括して申告納入するものとして都道府県へ届出している場合に「営業所等別明細書」が必要となります。ただ、支店・事業所での申告納入がなく、本店のみで申告納入を行う場合は「営業所等別明細書」は不要となります。
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係るPCdesk操作について（エラー等確認編）		
29	eLTAXの納付結果通知に納付先が記載されていますが、納付先多数のため、一部省略されているようです。全件の明細を確認することは可能でしょうか。	全件の明細を確認することが可能です。納税メニューの「納付情報確認・納付」から該当データをご確認ください。なお、申告データの送信後から120日間が確認可能期間となります。
30	PCdesk（DL版）で申告データを作成しようとすると「利用届出の提出先追加を行ってください」とメッセージが出ます。どのように対応したら良いでしょうか。	申告データの提出先の事務所について、各税目ごとに追加を行う必要があります。すでに他税目において、提出先の追加により事務所を追加しており、利子割・配当割・株式等譲渡所得の税目の提出先追加がされていない場合に「利用者情報確認」画面で表示されるメッセージとなります。同画面の左下にある「提出先変更」により利用届出の提出先追加を行ってください。なお、利子割については、支店・事業所ごとで申告納入を行う場合は、本店だけでなく支店・事業所ごとに利用者IDを取得して、利用届出の提出先追加を行ってください。
31	申告データを作成した結果、納入金額合計が0円となりました。どのように対応したら良いでしょうか。	納入金額合計が0円となった申告データを送信してください。納入金額がありませんので、納付情報は発行されません。（申告受付完了通知をもって、手続完了となります。）
32	申告データの送信後、eLTAXから申告受付エラー通知が届きました。どのように対応したら良いでしょうか。	該当する申告データのエラーを修正し、再度送信する必要があります。申告受付エラーメッセージの本文にエラーの原因が記載されていますので、確認のうえご対応ください。
33	申告データの送信後、しばらく時間が経過しましたが、納付情報発行結果の通知が届きません。どのように対応したら良いでしょうか。	送信した申告データがすべて送信済のステータスになっていることをご確認ください。すべて送信済になっているにもかかわらず、納付情報発行結果の通知が届かない場合は、一般ヘルプデスクへお問い合わせください。
34	納付情報確認画面を表示した際に注意喚起のメッセージが表示されました。	申告データ送信後にeLTAXのチェック処理でエラーとなった場合や、何らかの原因により一部のデータが不達となった可能性がある場合に注意喚起メッセージが表示されます。操作中の納付情報の明細確認や申告受付完了通知・申告受付エラー通知等をご確認いただき、納入対象をよく確認して操作を続けてください。また、エラーとなった一部のデータについては、再度申告データの作成・送信を行ってください。
35	eLTAXのダイレクト方式送信結果通知にて、口座引き落としのエラーが通知されました。どのように対応したら良いでしょうか。	メッセージの本文にエラーの原因が記載されていますので、確認のうえご対応ください。納期限日で期日指定していた場合は、期限内に納入が行えるようにご対応ください。
36	利子割において、「営業所等別明細書」を記載していましたが、2,000明細までしか入力できません。どのように対応したら良いでしょうか。	2,000明細を超える場合は、1明細に複数支店分を集約いただくか、複数の申告データにてご対応いただく想定ですが、具体的な対応については、提出先の地方団体へご確認ください。
37	利子割（懸賞金）において、利子の種類ごとに「営業所等別明細書」が必要ですが、1つしか作成することができません。どのように対応したら良いでしょうか。	「営業所等別明細書」を複数作成する必要がある場合は、代表の1枚をeLTAXで作成いただき、残りの「営業所等別明細書」はPDF等で作成いただいたものを申告データに添付して提出してください。

番号	質問内容	回答欄
38	<p>利子割（懸賞金）において、地方団体から更正・決定通知書を受け取りましたが、利子の種類等の記載がなく、明細を入力できません。 どのように対応したら良いでしょうか。</p>	<p>PCdesk（DL版）を強制入力モードにいただき、計算の内訳の合計欄に支払額や税額を直接入力してください。 なお、利子の種類等の欄（支払額・税額）には0円を入力してください。</p>